

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱

平成 12・03・07 資財第 9 号  
平成 12 年 3 月 27 日  
通 商 産 業 大 臣 名

平成 12・10・25 資財第 17 号  
平成 12 年 11 月 22 日  
一 部 改 正

平成 12・12・19 資財第 3 号  
平成 12 年 12 月 26 日  
一 部 改 正

平成 15・01・14 財資第 1 号  
平成 15 年 1 月 30 日  
全 部 改 正

平成 17・09・22 財資第 6 号  
平成 17 年 9 月 30 日  
一 部 改 正

平成 17・11・25 財資第 6 号  
平成 17 年 12 月 1 日  
一 部 改 正

平成 18・06・09 財資第 30 号  
平成 18 年 6 月 30 日  
一 部 改 正

平成 18・09・14 財資第 4 号  
平成 18 年 10 月 6 日  
一 部 改 正

平成 19・03・22 財資第 11 号  
平成 19 年 4 月 1 日  
一 部 改 正

平成 20・03・28 財資第 48 号  
平成 20 年 4 月 1 日  
一 部 改 正

20130328 財資第 35 号  
平成 25 年 3 月 28 日  
一 部 改 正

20130315 財資第 5 号  
平成 25 年 4 月 1 日  
一 部 改 正

20140130 財資第3号  
平成26年2月13日  
一部改正

20140311 財資第10号  
平成26年4月1日  
一部改正

20150123 財資第22号  
平成27年1月30日  
一部改正

20150327 財資第26号  
平成27年4月2日  
一部改正

(通則)

第1条 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、原子力発電施設等の周辺の地域における企業立地に対する支援を行うことにより、当該地域の雇用の増加を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とする。

(交付対象及び補助率)

第3条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号。以下「整備法」という。）第2条に規定する発電用施設のうち、原子力発電施設、再処理施設（特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号。以下「特会法施行令」という。）第51条第1項第2号に規定する再処理施設をいい、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置するものを除く。）、加工施設（特会法施行令第51条第1項第19号ハに規定する加工施設をいう。）、実用ウラン濃縮施設、貯蔵施設（特会法施行令第51条第1項第19号ハに規定する貯蔵施設をいう。）、廃棄施設（特会法施行令第51条第1項第19号ハに規定する廃棄施設をいう。）又は最終処分施設（特会法施行令第51条第1項第19号トに規定する最終処分施設をいう。）（以下「対象施設」という。）の設置がその区域内において行われている市町村（当該対象施設の設置が行われている地点が整備法第3条第1項第2号に該当するものに限る。）、当該市町村に隣接する市町村（整備法第4条第7項の規定による同意を得た同条第1項前段に規定する公共用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあっては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含み、整備法第10条第3項による同意を得た同条第1項に規定する利便性向上等事業計画が同条第4項において準用する整備法第4条第1項後段の規定によって作成された場合にあっては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含む。）又は当該対象施設の設置がその区域内において予定されている市町村のうち、次の各号に掲げる要件を満たしているもの（以下「特定市町村」という。）の区域内における企業立地（企業立地の内容が立地地点をその区域とする市町村の総合計画等の基本方向と調和するものに限る。）を支援するため、これらの市町村を区域内に含む都道府県（以下「都道府県」という。）が行う企業立地支援事業（企業の申請に基づいて行うものに限る。以下「間接補助事業」という。）を実施するために必要な経費を補助（以下「補助事業」という。）し、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 当該市町村が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する政令で指定する市以外の市町村であること。
- (2) 当該市町村が整備法第3条第1項第2号に規定する大都市及びその周辺の地域のうち発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和49年政令第293号。以下「整備法施行令」という。）第4条に定める地域をその区域に含まない市町村であること。
- (3) 当該市町村が整備法施行令第5条第2項に規定する工業集積度が8未満の市町村であること。

2 市町村合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴う市町村合併をいう。以下同じ。）により、特定市町村に従前該当していた市町村（以下「旧特定市町村」という。）の区域に変更が生じた場合であって、当該市町村合併の日以前に当該区域内の対象施設の着工が確実となった場合にあっては、当該対象施設に係る補助金については、旧特定市町村を特定市町村とみなして前項の規定を適用する。ただし、当該市町村合併（地方自治法等の一

部を改正する法律（平成14年法律第4号）第2条の施行の日（平成14年3月31日）から平成18年3月31日までに行われたものに限る。）により、対象施設の設置がその区域内において行われている旧特定市町村の区域の全部又は一部を含む区域をもって設置される市町村にあっては、この限りではない。

- 3 都道府県は、間接補助事業の実施に必要な経費のうち、第5条第2項に掲げる経費の範囲内で適当と認める経費について、予算の範囲内において、当該間接補助事業を行う民間団体等に対し、当該経費の一部に充てるため、間接補助金（都道府県が大臣から交付を受けた補助金をその財源として、間接補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に交付する補助金をいう。以下同じ。）を交付することができる。
- 4 補助率は、定額とする。

#### （交付の申請）

- 第4条 都道府県は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年7月16日から7月31日まで又は1月16日から1月31日までの間に様式第1（第3条第2項の規定が適用される場合であって、同項に規定する旧特定市町村の区域の変更が生じた後初めて補助金の交付を受ける場合にあっては、様式第1-2）による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。
- 2 都道府県は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （交付の決定）

- 第5条 大臣は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により都道府県に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。
- 2 前項の規定による事業に係る補助金の交付決定の内容には、次に掲げる区分ごとの経費の配分を含むものとする。
    - （1） 事業費
    - （2） 一般事務費
  - 3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。
  - 4 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
  - 5 大臣は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### （申請の取下げ）

- 第6条 都道府県は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面をもって大臣に申し出なければならない。

#### （契約等）

- 第7条 都道府県は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の

競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

- 2 都道府県は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 都道府県は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第3による補助事業計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(遅延等の報告)

第9条 都道府県は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第4による補助事業遅延等報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第10条 都道府県は大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第5による補助事業実施状況報告書を大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績の報告)

第11条 都道府県は、補助事業が完了したとき(第8条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第6による補助事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 都道府県は、補助事業が国の会計年度内に終了しなかったときは、翌年度の4月30日までに、様式第7による補助事業年度末実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 3 都道府県は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

- 4 都道府県は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 大臣は、前条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、都道府県は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(補助金の支払)

- 第13条 大臣は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。
- 2 都道府県は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8による精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 都道府県は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第12条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 大臣は、第8条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合には、第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
  - (1) 都道府県が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合。
  - (2) 都道府県が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
  - (3) 都道府県が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

- 第16条 都道府県は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 都道府県は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第11による取得財産等明細表を第11条第1項に定める報告書に添付して提出するものとする。
- 3 大臣は、都道府県が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。

(取得財産等の処分の制限等)

- 第17条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、

備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法施行令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 都道府県は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による財産処分承認申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は前項の承認をする場合において準用する。

（補助事業の経理等）

- 第18条 都道府県は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（間接補助金の交付）

- 第19条 都道府県は、第3条に規定する補助金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に交付しなければならない。

（間接補助金の交付の際付すべき条件）

- 第20条 都道府県は、間接補助金を交付しようとするときは、第6条から第12条まで、第14条から第19条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。
- 2 都道府県は、第3条第3項に規定する民間団体等に対し、当該民間団体等が間接補助金を交付しようとするときの条件として、第6条から第12条まで、第14条から第18条までの規定に準ずる条件を付して交付しなければならない旨の条件を付さなければならない。

（補助金調書）

- 第21条 都道府県は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第13による補助金調書を作成しておかなければならない。

（実施要領の制定）

- 第22条 第3条第1項に規定する企業立地支援事業の実施については、この要綱に基づくほか、別に定める実施要領による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年3月27日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 平成11年度予算に係る補助金については、第3条第1項中「毎年7月1日から7月15日まで又は1月1日から1月15日まで」とあるのは「平成12年3月14日から平成12年3月29日まで」とする。

附 則

この要綱は、平成12年12月26日から施行する。ただし、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成14年度予算から適用する。
- 2 第11条から第18条までの規定は、改正前の要綱に基づいてなされた交付の決定を行った事業に係る手続きについて適用する。
- 3 平成14年度予算に係る補助金の交付の申請については、第3条第1項中「毎年7月1日から7月15日まで又は1月1日から1月15日まで」とあるのは、「平成15年2月1日から3月15日まで」とする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成17年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成17年度予算から適用する。
- 2 平成17年度予算に係る補助金の交付の申請については、第3条第1項中「毎年7月1日から7月15日まで又は1月1日から1月15日まで」とあるのは、「平成18年1月5日から1月31日まで」とする。
- 3 平成25年度の供給計画（電気事業法第29条に規定する供給計画をいう。）において、原子力発電施設が計画中止とされたことにより、特定市町村ではなくなる市町村については、当該特定市町村の区域内において交付対象となる企業立地支援事業（平成25年3月31日までに交付対象となるものに限る。）が行われている間は、第3条第1項の規定による特定市町村とみなす。
- 4 改正前の第3条第2項ただし書の規定による市町村（旧特定市町村ではない隣接市町村に限る。）の区域において平成25年3月31日までに交付対象となる企業立地支援事業が行われている場合における当該ただし書の適用については、なお従前の例による。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る特例）

- 5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所が廃止されたことにより、特定市町村でなくなる市町村については、当分の間、第3条第1項の規定による特定市町村とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行し、平成25年度予算から適用する。



附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成25年度予算から適用する。
- 2 平成25年度予算に係る補助金の交付の申請については、第4条第1項中「1月16日から1月31日まで」とあるのは、「1月16日から1月31日まで若しくは2月13日から2月21日まで」とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成26年度予算から適用する。
- 2 平成26年度予算に係る補助金の交付の申請については、第4条第1項中「1月16日から1月31日まで」とあるのは、「1月16日から2月10日まで」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月2日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度の予算から適用し、平成26年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。